

目的

常任委員会の専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を導入する

※委員会代表質問は、個人一般質問と同様に、会議規則第59条にある一般質問の位置づけ。

※令和4年6月30日 議会運営委員会決定

内容

常任委員会を所管する市の一般事務について、常任委員会を代表する議員（委員）が当該委員会での意思統一（全会一致）を図ったものについて、質問することができる

経過

委員会代表質問を導入している岐阜県可児市議会、長野県大町市議会、愛知県岩倉市議会を参考に議会改革推進特別委員会で検討

時期

各定例会議の個人一般質問を行う前に実施することができる

※実施できる委員会は、予算決算委員会及び議会広報広聴委員会を除く常任委員会

◀毎定例会議、必ず実施するものではない

質問通告 時間・方法

通告期限 個人一般質問の通告期限と同様
通告書 所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、委員長が議長に提出
記入項目 大・中項目（題名）、小項目（要旨）

質問時間 持ち時間制とし、個人一般質問と同様の20分（質問の持ち時間は答弁を含まない）
質問回数 制限なし
質問方法 委員会を代表する議員（委員）が質問席において、一問一答で行う。

その他

- ①委員会代表質問を行う議員（委員）は、個人一般質問をすることができる
- ②委員会代表質問を行う委員会に所属する議員（委員）が個人一般質問の通告を行う場合は、所属する委員会の委員会代表質問と重複しない質問内容でなければならない
- ③会派代表質問は廃止
- ④議会基本条例第13条第3項に規定し、委員会代表質問実施要領を制定